

農林水産大臣
林 芳 正 様

有明海再生のための開門調査の
早期実施を求める要請書

平成25年1月8日

佐 賀 県
佐 賀 県 議 会
佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会
佐賀県有明海漁業協同組合

有明海再生のための開門調査の早期実施を求める要請書

記

宝の海・有明海は、世代を超えて共有すべき県民の共通の財産であり、有明海の再生は、漁業者のみならず県民の切なる願いです。

そこで、私たちは、これまで一貫して、有明海の再生のために、有明海の環境変化の原因究明の第一歩として、諫早湾干拓潮受堤防排水門の中・長期開門調査の実施について要請してきました。

そのような中、平成22年12月6日の福岡高裁控訴審判決に対して、国は、有明海の再生を目指す観点から総合的に判断して上告せず、判決が確定したことから、国は本年12月までに、諫早湾干拓潮受堤防排水門を開門する義務を負っています。

開門に伴って行われる開門調査は、有明海の環境変化の原因究明や海域環境の改善効果の把握など、有明海の再生に資する調査となることが重要と考えており、これまで、様々な機会を捉え、開門開始の時期や開門方法など開門調査に対する佐賀県側の考え方を、農林水産大臣を始めとして国の関係者の方々に、訴えてまいりました。

これに対して、農林水産省は、開門開始時期や開門方法については、佐賀県関係者と話し合っていくとの考えを示されていたにもかかわらず、十分な話し合いのないまま、私たちがこれまで求めてきたものと異なる開門開始時期や開門方法に言及されたことは、納得できません。

つきましては、開門調査については、佐賀県側の考え方を理解いただくとともに、下記により実施されるよう強く要請します。

1 開門開始時期については、漁業者の間に、ノリ漁期中の開門開始がノリ養殖を始め漁業に悪い影響を及ぼすのではないかとの大きな不安があることから、ノリ漁期を避けて前倒しすること

2 開門方法については、最初は制限開門で始めることはやむを得ないにしても、最終的には、海水の導入量が最大となる全開門とすること

3 開門開始時期や開門方法については、佐賀県関係者と話し合いを行い、決定すること

平成25年1月8日

佐賀県知事

古川 康



佐賀県議会議長

石井秀夫



佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会
会長（佐賀市長） 秀島敏行



佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 草場淳吉

